

新城市消防団総合計画の概要

制定 令和2年12月21日

施行 令和3年 4月 1日

新城市（消防団事務局；新城市消防本部消防総務課内）

新城市消防団について

平成17年度の市町村合併を経て、平成20年度に発足した本市消防団は、当初、6方面隊16分団48班体制の下、条例定員980名のところ実員949名で出発しました。

その後、人口の減少にともなう団員数の減少とともに、組織を維持するためやむを得なく分団及び班が統合されていった結果、令和2年度現在で6方面隊14分団38班体制となり、条例定員は980名を堅持してきましたが、実員は818名と大幅に定員を割り込む状況となっています。

今後、更に実員は減少傾向にあるため、組織の立て直しが喫緊の課題となっております。

計画の概要

■ 目的

消防を取り巻く環境は近年大きな変化がみられ、災害事故の様相変化、社会経済の変化、科学技術の進歩、更には消防に求められる活動の変化など、これらの環境の変化に対応していくことが大きな課題となっています。そのような中、発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとした大規模な自然災害に対する防災力の底上げは喫緊の課題であり、対策として消防団の充実強化が欠かせない状況となっています。

また、平成25年には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(以下「消防団等充実強化法」という。)が制定されて、その基本理念を踏まえ、スピード感のある新たな施策を展開し、地域防災力の強化を目指すことが求められています。

このようなことから、本市消防団が環境の変化に柔軟に対応し、地域防災の中核として、市民の安全と安心を守る組織であり続けるための方向性を示すとともに、その実現に向けた施策を進める指針とすることを目的にこの計画を策定します。

■ 位置付け

2019年度から施行された「第2次新城市総合計画」(以下「第2総計」という。)において、その将来像として掲げる「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を実現するための基本計画のひとつ「Ⅱ-3-⑥ 消防体制を充実します」を施策単位として、本市における地域防災力の中核として、他に代替性のない存在である消防団の方向性を総合的かつ計画的に定め、将来にわたり持続可能な消防団組織を確立するため、新城市消防団総合計画(以下「団総計」という。)を位置付けています。

■ 期間

計画期間は、2021年度から2029年度までの9年間とします。(第2総計施行年度の翌年度から第2総計終了年度の前年度まで)

■ 計画方針

この計画は、基本構想及び基本計画により構成します。

基本構想	第2総計に掲げられた将来像の実現に向け、消防団に係る目的達成のため、基本構想を掲げ、消防団行政の施策大綱を示すものです。
基本計画	基本構想と施策大綱で示された施策方針を「かたちづくり」、「ものづくり」及び「ひとづくり」の観点から、これらを推進するための目標を示すものです。

■ 基本構想

この計画の柱として掲げる基本構想は、これまでの条例定員であった980名を見直し、新たに825名という計画期間において持続可能な定員を示し、その定員に占める基本団員の最低人員等を「消防団ボーダーライン」と定め、そのライン割ることのないようあらゆる施策を実施することを規定するものとなっています。

施策の体系

■ 体系一覧

【目指すべき将来像】

持続可能な消防団であるために
「消防団ボーダーラインを堅持せよ」

【施策大綱】

消防団かたちづくり

「かたち」無くして、
「もの」は作れず。

消防団ものづくり

「もの」無くして、
「ひと」は守れず。

消防団ひとづくり

「ひと」無くして、
「かたち」は生まれず。

- (1) 組織再編に向けた指針を作成します
- (2) 消防団に対する地域の理解を深めます
- (3) 消防団への加入を促進します
- (4) 機能別消防団員の拡充を検討します

- (1) 消防団施設を計画的に整備し適正に管理します
- (2) 消防団車両を計画的に整備します
- (3) 消防団の装備及び被服等を計画的に整備します

- (1) 消防団員の知識と技術の向上を図るとともに負担の軽減に努めます
- (2) 消防団員の処遇の改善を図ります
- (3) 消防団員の魅力を発信します

基本構想

基本計画